

自治・町内会や市民の皆さんにお願いします

落書き防止の3つの目標

- 1 落書きされにくい環境づくり
- 2 落書きに気づく体制づくり
- 3 落書きされたらすぐに消す体制づくり



落書きされた壁面

～落書き防止編～

落書きを
広げないためには、
描かれたら
すぐに消すことが大切です。
発見したら
環境保全課へ連絡
してください。



落書き被害にあった箇所及び発見日時を、自治・町内会の広報紙等に掲載するなど、地域で把握するようお願いします。

地域で連携して、落書きの発見・通報についてご協力をお願いします。

所有・管理している建物などへの落書き発見に心がけ、発見したときや通報されたときは、速やかに消していただきますようお願いします。

落書きされたときは、警察へ被害届の提出をお願いします。

地域で落書き消去活動が実施されるときは、参加のご協力をお願いします。

かんたん落書き消去法

市販の落書きおとしやシンナーを直接吹き付けるか、布に含ませこすります。(先にめだたないところでためしてから)ペンキや缶スプレーで落書きされた部分を塗ります。

市では、ペンキや刷毛・ローラーなど落書き消去に必要な用具の貸し出しをしています。

落書き被害で困ったときは、市役所環境保全推進課にご相談ください。

市では

市内の落書きデータを収集し、それに基づき重点区域を指定し、皆さんにお知らせします。

市施設への落書きを迅速に消去するよう努め、関係機関や市民などへも迅速な消去を促します。

落書き消去のボランティア団体などに、消去剤の提供や消去用品の貸し出しをするほか、ご相談をお受けします。

問い合わせ・相談先

鎌倉市環境部環境保全課 環境保全担当

TEL:0467-61-3443 FAX:0467-23-8700

E-mail : bika@city.kamakura.kanagawa.jp

詳細

第2次まち美化行動計画 (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kan-hozen/documents/2bikakeikaku.pdf>) と落書きのないまちづくり行動計画 (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kan-hozen/documents/rakugakikeikaku.pdf>) の本編は、市ホームページと市行政資料コーナーでご覧いただけます。